

## 岐阜県環境放射線モニタリングマニュアルの改定について

本マニュアルは、岐阜県緊急時モニタリング計画（平成27年3月）に基づき、県が実施する緊急時モニタリングの具体的な実施内容・方法等を定めており、今般、国の原子力災害対策指針及び緊急時モニタリングに係る記載を補足する同指針補足参考資料の改正等を踏まえ、平常時及び緊急時モニタリングに関する記述について見直しを行った。

### 【主な改定の内容】

#### 1 平常時モニタリング

- ・水道水の測定頻度の見直し [新旧対照表 p 3]

#### 2 緊急時モニタリング

- ・OIL及び防護措置の概要を追記 [新旧対照表 p 4～5]
- ・事態区分ごとの要件、県及び国（EMC）の緊急時モニタリング等の体制を追記 [新旧対照表 p 5～7、p 10、p 25～34]
- ・初期対応段階のモニタリングの概要を追記 [新旧対照表 p 12～13]
- ・事態区分ごとの参集要員及び業務を追記 [新旧対照表 p 13～21]
  - 全面緊急事態における環境試料（土壌、飲料水、飲食物）の放射性核種濃度の測定等を追記 [新旧対照表 p 13、p 17]
  - 施敷地緊急事態以降において、緊急時モニタリングチーム各担当が事態の進展に応じて行う業務を追記 [新旧対照表 p 18～21]
- ・モニタリング結果の確認及び公表の方法を追記 [新旧対照表 p 21～22]
- ・モニタリング要員の被ばく管理の方法、基準等を追記 [新旧対照表 p 22]
- ・緊急連絡先一覧表の連絡先を追加 [改正案 資料編 p 37]
- ・モニタリングルートの一部見直し（郡上、飛騨） [改正案 資料編 p 61～62、p 69～70]

○事態の進展に応じた初期対応段階のモニタリング

事態の進展		EMCの活動	緊急時モニタリングチームの活動
事態区分	事象の例		
情報収集事態	福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震発生		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・平常時モニタリングの継続</li> <li>・モニタリングポスト等の稼働状況及び測定結果の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）</li> </ul>
警戒事態	福井県敦賀市又は美浜町で震度6弱又は震度6強の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMCの設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報集約センターの設置</li> <li>・要員参集、EMCへの要員派遣の準備</li> <li>・緊急時モニタリングの準備・</li> <li>・可搬型モニタリングポストの設置</li> <li>・EMCとの通信機器の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）</li> </ul>
施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)	全交流電源喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMCの設置</li> <li>・緊急時モニタリング実施計画の策定</li> <li>・緊急時モニタリングの開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングチームの設置</li> <li>・要員参集、EMCへ要員を派遣</li> <li>・緊急時モニタリングの開始</li> <li>・可搬型モニタリングポストの設置（警戒事態を経ず施設敷地緊急事態となった場合等）</li> </ul>
全面緊急事態 (原災法15条通報)	全ての非常用直流電源の喪失  放射性物質の放出  放射性物質放出の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備</li> <li>・UPZ内の水源から供給される飲料水(蛇口水)の採取<sup>※1</sup>・分析の実施</li> <li>・定点モニタリング、走行サーベイの実施</li> <li>・大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析の実施</li> <li>・環境試料の採取・分析の実施</li> <li>・UPZ外の航空機モニタリングの実施<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備</li> <li>・EMCの活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施 〔 定点モニタリング、走行サーベイの実施 大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析の実施 環境試料の採取・分析の実施 〕</li> <li>＜0.5 μSv/h 超の地域＞ ・飲食物の採取・分析の実施状況の把握、情報収集</li> </ul>

※1 飲料水（蛇口水）の採取は、揖斐川町が実施（県から揖斐川町へ指示）

※2 UPZ外の航空機モニタリングは、国が実施

